

## 酒田市民会館自家用電気工作物保安管理業務委託【長期継続契約】仕様書

### 1 目的

酒田市民会館「希望ホール」（以下、「会館」という。）が円滑な運営を行うため、会館の高圧受電設備の維持管理を目的とする。

### 2 履行場所

酒田市民会館

### 3 契約の期間

契約の日～令和11年3月31日

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### 4 履行期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

### 5 設備概要

需要設備（受電設備） 容量：2,200kVA 電圧：6,600V

非常用予備発電装置 容量：500kVA 電圧：420V

原動機の種類：ディーゼル機関

### 6 業務の内容

- (1) 定期的に月次点検、年次点検を実施し、技術基準に適合しない場合は、指導助言を行う。
- (2) 電機工作物の事故発生の際は、応急措置、事故原因の究明、再発防止の措置を講じる事に協力し、電気事故報告書の作成をする。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。

### 7 受託者の責務

#### (1) 法令等の遵守

- ①受託者は業務の遂行に当って関係法令等を遵守しなければならない。
- ②独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は委託者に賠償金を支払い、委託者は契約を解除することが出来る。

#### (2) 再委託の禁止、秘密の保持等

- ①受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。
- ②受託者及び従事者は業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。

## 8 業務実施報告書の提出

定期的、臨時的に行った点検業務の報告書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

## 9 委託料の支払い

本業務の委託料は年額の前払いとする。

委託者は受託者の正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、この契約にかかる歳入歳出予算の当該契約金額について減額または削除された場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し定めるものとする。